



日本税理士会連合会 殿
会長 森 金次郎

平成15年5月16日

国税通則法の改正に関する要望書



全国青年税理士
会 長 泰 田
東京都渋谷区千駄ヶ谷5
電話 03-3354-4162

私たち全国青年税理士連盟は、約3,000名の若手税理士により組織されており、国民のためにより良い税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的に提言を行うなど日々活動している。

このような目的を踏まえ、全国青年税理士連盟は、現行の国税通則法を見直すことにより税務行政における適正手続きを図るべく、以下の要望を申し述べるものである。

1. 基本的な考え方

わが国においては、平成6年10月に行政手続法が「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする。」（行政手続法第1条第1項）として施行された。しかし同法の適用について、税務行政手続については大部分が適用を除外されている。また、これについて、政府の見解は「行政手続法が税務行政手続について広範囲に適用除外しているのは、各税法独自の規定、判例の見解及び税務運営指針が必要な事項が定められ、国税通則法等において必要な範囲の手続きを規定して完結した、独自の体系が整備されている。」ということである。

しかし、実際の税務行政において、重要な手続である税務調査手続に関して、調査の事前通知、調査理由の開示、調査の場所、日時、代理人選任の教示等については法文化されていく。このような現状において、税務行政の信頼を高め、かつ納税の公正性を確保して、国民の納税に関する義務の適正な遂行に資するべく、国税通則法の改正を行い申告納税の基盤整備を図るべきであると考ええる。

2. 改正理由

私たち全国青年税理士連盟は、税務行政の信頼を高め、公正で透明な税務行政の基盤整備を図り、納税者の権利を保護するため以下の理由により、国税通則法の改正をすべきであると考ええる。

- ① 税務行政における適正手続きが未整備であることは、税務行政に必要な以上の裁量を

許す結果となり、公正で公平な行政運営を阻害しかねない。

②諸外国においてはフランス・ドイツ・カナダ・アメリカ・イギリス・ニュージーランド・オーストラリア・韓国・スペイン・イタリアなどで、既に納税者の権利を保護する法律ないし権利憲章を制定している。がしかし、先進国のなかにおいて経済大国であるわが国が後れをとっているのは、国際社会の潮流の中で非常に由々しきことである。今後、いっそうの世界経済のグローバル化が進むなか、外国企業や外国人が日本に多数進出してくることが予想される。税務行政手続の整備に関してわが国より進んでいるとされる米国や韓国と同程度あるいはそれ以上の法整備を早急に図るべきである。

③政府答弁では「税務行政は、各税法の具体的規定の趣旨に則し適正に執行されており、納税者の権利の取扱いに関しても、分かり易い広報活動等により明らかにしているため、国税通則法の改正は必要ない。」とのことであるが、これを是とせず、より進んで国民に対しその権利と義務を明確にすべく、具体的な国税通則法の改正により法文化し、国民に対し税務行政への信頼をアピールすべきであると考える。

3. 以下、具体的な要望を列挙する。

A. 納税者の権利保護に関する項目

第1条（目的）

<改正案>

この法律は、国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にすることによって、税務行政の公正の確保と透明性の向上を求め、もって国民の権利利益の保護を図るとともに、納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする。

第1条の2（基本理念） 新設

<改正案>

国民が納税に関して行った事務手続きは、誠実に行なわれたものとしてこれを尊重する。また、税務行政の運営は、公正を旨とし、必要な情報を国民に提供することにより、税務行政の透明性を確保しなければならぬ。その上で、国民の意見、苦情等に自ら進んで対処し、誠実かつ迅速に対応しなければならぬ。また、国民のプライバシー保護に十分に配慮しつつ、以上のような理念をもって国民に対応し、もって租税収入の適正な確保と公正性を保ち、かつ透明性を高め、国民の十分な理解を得て税務行政を運営しなければならぬ。また、これを税務行政に携わるすべての者に周知徹底させ、国民に対するサービスの向上に努めなければならない。

B. 税務調査に関する項目

第33条の2 (事前通知等) 新設

<改正案>

国税庁、国税局、税務署及び税関の当該職員は、納付すべき税額の確定に係る調査等のため、国税に関する法律の規定による質問又は検査をしようとする場合には、質問又は検査をする日の14日前までに、その相手方に対し、次に掲げる事項を税務調査通知書により通知しなければならない。

- 一、相手方の氏名及び住所又は居所
- 二、当該職員の氏名及び所属する官署
- 三、調査を必要とする主たる理由
- 四、質問又は検査の根拠となる法令の条項
- 五、質問をする事項又は検査をする物件
- 六、質問又は検査をする日時及び場所
- 七、次項に規定する変更の申出に関する事項
- 八、調査に際し、税務代理人を選任することができる旨
- 九、その他財務省令で定める事項

2項 前項の通知を受けた者は、当該通知をした国税庁、国税局、税務署及び税関の当該職員に対して、質問又は検査をする日時又は場所の変更を申し出ることができる。

第33条の3 (反面調査の制限) 新設

<改正案>

税務調査前の資料収集及び、税務調査に関連する取引先等への資料収集については、納税者本人の調査によって実態が把握できない等、やむを得ない場合に限定して実施されるべきであり、その場合においては、理由を付記して納税者に通知すること。また、その調査結果を納税者に文書で開示し、通知すること。

第33条の4 (重複調査の禁止) 新設

<改正案>

同一税目で同一期間に関する再調査を行なうことは原則できないものとする。

第33条の5 (調査の終了) 新設

<改正案>

税務調査が終了した場合において、その結果を速やかに納税者に書面によって通知し、調査終了を明らかにすること。また、税務調査に際して行政指導を行う場合も書面によって行うこと。

第33条の6（違法調査の無効） 新設

<改正案>

手続違反により行なわれた税務調査に基づき処分は、無効とすること。

C. その他の税務行政に関する事項

第2条（定義）

<改正要望>

納税者、税務代理人、税務調査通知書の定義を追加すべきである。

第10条2項（期間の計算及び期限の特例）

<改正要望>

消費税の届出書類について2項の適用がないのは、納税者との無用のトラブルを招きかねない、よって、速やかに消費税法を改正すべきである。

第16条の2（税務官公庁に提出した書類の閲覧及び謄写） 新設

<改正要望>

申告納税制度の下においては、申告書等（申告書、申請書、届出書等）の提出によって税額が確定する、従って申告書等の提出が制度上重要な位置を占める。実務上、申告書等の提出についての確認は、申告書等の控えに押印された税務官公庁の文書收受印によって行われている。ところが、申告書等の提出時に控えを持参しなかった場合には、後日、文書收受印を受けることができないう問題が生じる。納税者が申告書等の控えを保存していない場合、提出した申告書等の閲覧は、行政上の裁量によって実務上認められているのが現状である。

よって、これらの問題を解消するため、申告書等の提出があった場合には、その受理を確認する書面を交付し、税務行政庁に保管されている申告書等の閲覧及び謄写を行政上の裁量から認めるのではなく、国税通則法に定めて整備すべきである。

第22条（郵送に係る納税申告書の提出期限）

<改正要望>

通信日付印による提出日を規定し、実質的には発信主義により申告等の効力が発生する旨を定めているが、本条の適用を受けない届出書等も数多く存在する、よって、納税者との無用のトラブルを避ける意味でも特定の書類に限定せず、納税者から税務官公庁に提出するすべての書類に適用範囲を広げるべきである。また、郵便局が公社化された現在、宅配便等もこれを郵送の手段の中に含めて考へて考へるべきである。

第23条（更正の請求）

<改正要望>

更正の請求の期限に関して、第70条1項との関連により5年に統一すべきである。

第34条 1 項 (納付の手続)

<改正要望>

例えば、A T Mやパソコンからの振込、電子マネーによる支払いなど、納付書による納付以外の方法を早急に可能とすべきである。

第34条の 2 (口座振替納付に係る納付書の送付等)

<改正要望>

法人税にも振替納税が可能になるよう法整備を行うべきである。

第46条 (納税の猶予の要件等) 2 項

<改正要望>

納税の猶予について、分割納付の適用を考慮すべきである。

第64条 (利子税)

<改正要望>

現行の利子税の割合は、平成11年度の税制改正により、租税特別措置法において利子税等の割合の特例として軽減された経緯があるものの、その率は市場金利と比較すると現状においてもかなり高率であるため、市場金利の低下の状況も考慮して、なお、いっそうの軽減を図るべきである。

第68条 (重加算税)

<改正要望>

重加算税の課税要件である事実の隠ぺい、仮装について理論的に定義付けがされていないので速やかに法的整備を図るべきである。
また、重加算税の賦課決定処分に関し、税務行政庁の処分の慎重さと納税者の不服申立ての便宜のために、重加算税の賦課決定通知書にはその賦課決定の理由を付記することを義務づけるべきである。

第75条 (国税に関する処分についての不服申立て)

<改正要望>

処分された納税者の選択により、処分庁への異議申立てを経ないで国税不服審判所へ審査請求ができるものとすべきである。

第78条 (国税不服審判所)

<改正要望>

国税不服審判所は国税庁の機関から独立した機関に改めるべきである。
また、国税不服審判所長は、財務大臣が任命すべきである。

第79条（国税不服審判官等）

<改正要望>

国税審判官は、現行資格要件のうち、国税職員の経歴と資格による任用は廃止すべきである。

また、非常任審判官制度の採用により、民間有識者（特に、税の専門家である税理士の任用を柔軟に行えるようにすべきである。

例えば、弁護士・税理士・公認会計士・大学教授・裁判官などの職にあった経歴があり、国税に関する学識を有するもの及び公募により前記に掲げる者と同等の知識経験を有すると財務大臣が認められた者の中から財務大臣（現行は国税庁長官）が任命すべきである。

施行令第31条（国税審判官の資格）

<改正要望>

国税審判官が国税庁職員に新任あるいは再任されることのないようにすべきである。

第80条（行政不服審査法との関係）1項

<改正要望>

税務訴訟に行政事件訴訟法第8条1項の本則を利用して、処分後、行政審査を求めるか、直ちに裁判所に出訴するかを選択は、処分された納税者の選択によるものとするべきである。

第83条（決定）3項

<改正要望>

第83条3項但し書きに基づき異議申立てにあたって所得税法第234条等の質問検査権の行使は、不利益変更の禁止（第83条3項但し書き）の範囲内で審理庁が自由に見直しをして良いことを意味するものではなく、「国民の権利利益の救済を図る」（行政不服審査法第1条1項）ためのものであり、明文の根拠規定を作成すべきである。

第101条（不服申立てと国税の徴収との関係）

<改正要望>

更正処分または決定処分を受けた納税者は、

- ア) 更正または決定に係る税額を納付した上で不服申立て及び税務訴訟を行うか
- イ) 納付をしないで、不服申立て及び税務訴訟を行うかのいずれかを選択できるものとするべきである。

以上